

鳥取県女子児童福祉所長
昭和41年7月12日

| 品名 | 種別 | 数量 | 形状 | 代 | 児童が物品を所持するに 幸つた理由 | 保管場所 |
|----|----|------|--|---|---|-------------|
| 現金 | | 52円 | 50円硬貨 1枚 10円硬貨 1枚 5円硬貨 1枚 | | 昭和41年5月5日日本 赤十字会加賀川支隊で 前11号頭取したものの 一部 | 女子児童 福祉所 |
| 現金 | | 115円 | 50円硬貨 2枚 10円硬貨 1枚 5円硬貨 1枚 | | 昭和41年4月上旬頃か ら加賀川にわたる赤十字 会加賀川支隊の事務所 にて現金を所持し たもののうち不明 のもの | |
| 現金 | | 15円 | 10円硬貨 1枚 5円硬貨 1枚 | | 昭和40年12月頃赤 十字会加賀川支隊の 事務所にて所持し ていたもの | |
| 現金 | | 50円 | 50円硬貨 1枚 | | 昭和41年5月25日午 後10時30分頃加賀川 内から回収したもの | |

受付

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日にか
つたときは、そ
の翌日)

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

告示 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

国民健康保険法の登録があつたものとみなされるもの

健康保険法による医療機関等の指定

国民健康保険法によるその他の都道府県の収支取扱機関
となる申出の受理

土地改良区の定款の変更の認可

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十九号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次の
ように改正する。

目次中 第一節 支払の請求(第三十九条)を「第一節 支出負担
請求(第三十八条の二)」に改める。

第六条中「別表」を「別表第一」に改める。

第三章中「第一節 支払の請求」を「第一節の二 支払の請求」に改め、
同章附節の前に次の一節を加える。

第一節 支出負担行為

第三十八条の二 知事又は障長の行なう支出負担行為については、支出負担
行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要
な主な書類は、別表第二に定める区分によるものとする。

2 前項の別表第二に定める経費に係る支出負担行為であつても、別表第
三に定める経費に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の
規定にかかわらず、別表第三に定める区分によらなければならない。

3 前二項に定める区分によりがたい経費に係る支出負担行為については、
知事が別に定めるところによるものとする。

第四十六条第一項中「失業保険料、健康保険料、船員保険料、所得税及
び市町村民税、共済組合の掛金、共済組合の掛金以外で組合員が組合に対
して支払うべき金額及び互助会の掛金」を「失業保険料、厚生年金保険料、
健康保険料、船員保険料、所得税、道府県民税、都民税、市町村民税、特
別区民税、共済組合の掛金及び共済組合の掛金以外で組合員が組合に対し
て支払うべき金額」に改め、同条第二項第一号中「失業保険料」の下に「
厚生年金保険料」を加え、同条同項第二号中「昭和二十二年法律第二十
七号」を「昭和四十年法律第三十三号」に改め、同条同項第三号を
次のように改める。

鳥取県告示第三百六十二号
 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。
 昭和四十一年七月十五日

| | |
|-----------|---------------|
| 名 称 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 所 在 地 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 指 定 年 月 日 | 昭和四十一年七月十五日 |
| 名 称 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 所 在 地 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 指 定 年 月 日 | 昭和四十一年七月十五日 |
| 名 称 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 所 在 地 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 指 定 年 月 日 | 昭和四十一年七月十五日 |
| 名 称 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 所 在 地 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 指 定 年 月 日 | 昭和四十一年七月十五日 |

鳥取県告示第三百六十三号
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、被爆者一般疾病医療機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。
 昭和四十一年七月十五日

| | |
|-----------|---------------|
| 名 称 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 所 在 地 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 指 定 年 月 日 | 昭和四十一年七月十五日 |
| 名 称 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 所 在 地 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 指 定 年 月 日 | 昭和四十一年七月十五日 |
| 名 称 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 所 在 地 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 指 定 年 月 日 | 昭和四十一年七月十五日 |

（第三種郵便物認可） 昭和41年7月15日 金曜日 鳥取県公報 第3750号

支出負担行為等の整理区分表

| 区 分 | 支出負担行為として整理する時期 | 支出負担行為の範囲 | 支出負担行為に必要となる書類 | 備 考 |
|----------|-----------------------------------|-------------------|----------------|--|
| 1 資金前渡 | 資金の前渡をするとき。 | 資金の前渡を要する額 | 資金前渡内訳書 | |
| 2 繰上払 | 現金払命令又は繰上払命令を要するとき。 | 現金払命令又は繰上払命令を要する額 | 内 訳 書 | 支出負担行為の内容を示す書類には、過年度支出である旨の表示をするものとする。 |
| 3 過年度支出 | 過年度支出を行なうとき。 | 過年度支出を要する額 | 内 訳 書 | 支出負担行為の内容を示す書類には、繰越である旨の表示をするものとする。 |
| 4 繰越し | 繰越しを行なうとき。 | 繰越しをした金額の範囲 | 内 訳 書 | 翌年度の五月三十一日以前に現金の戻入があり、その通知が六月一日以後にあつた場合には、かつこ書によること。 |
| 5 返納金の戻入 | 現金の戻入の通知があつたとき。 （現金の戻入のあつたとき。） | 戻入を要する額 | 内 訳 書 | 支出負担行為の内容を示す書類には、債務負担行為である旨の表示をするものとする。 |
| 6 債務負担行為 | 債務負担行為を行なうとき。 | 債務負担行為の範囲 | 関係書類 | |

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県告示第三百六十四号
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、被爆者一般疾病医療機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。
 昭和四十一年七月十五日

| | |
|-----------|---------------|
| 名 称 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 所 在 地 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 指 定 年 月 日 | 昭和四十一年七月十五日 |
| 名 称 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 所 在 地 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 指 定 年 月 日 | 昭和四十一年七月十五日 |
| 名 称 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 所 在 地 | 鳥取県知事 石 破 二 朗 |
| 指 定 年 月 日 | 昭和四十一年七月十五日 |

| 名 | 所在地 | 診療科目 | 開設者氏名 | 指定年月日 | 採用点数表 |
|------------------|--------------|--|------------|--------------|-------|
| 小田耳鼻咽喉科医院分院 | 鳥取市数寄原町 | 耳鼻咽喉科、小児科 | 小田 大吉 | 昭和四十一年六月二十七日 | 乙表点数表 |
| 松野医院 | 境港市京町 | 内科、外科、放射線科 | 松野 昭市 | " | " |
| 奥田薬局 | 倉吉市新町三丁目一〇八〇 | 内科、外科、齒科、放射線科 | 奥田治一郎 | " | " |
| 国立鳥取療養所 | 鳥取市三津八七六 | 内科、外科、泌尿科、放射線科 | 厚生大臣鈴木 善幸 | 七月一日 | 甲表点数表 |
| 鳥取保健所 | 二階町四丁目 | 内科、外科、性病科、齒科 | 鳥取県知事石破 二朗 | " | " |
| 鳥取県立中央病院 | 吉方二六五 | 内科、外科、小児科、理学療法科、眼科、齒科、耳鼻咽喉科、産婦人科、整形外科、皮膚泌尿器科 | 鳥取市長高田 勇 | " | " |
| 鳥取市立病院 | 古市一 | 内科、小児科 | " | " | " |
| 鳥取市国民健康保険直営明市診療所 | 松上一六八 | 内科、小児科 | 厚生大臣鈴木 善幸 | " | 乙表点数表 |
| 国立米子病院 | 米子市皆生一八〇六の二 | 内科、外科、小児科、耳鼻咽喉科 | 鳥取県知事石破 二朗 | " | 甲表点数表 |
| 米子保健所 | 角盤町二丁目 | 内科、小児科、泌尿器科 | " | " | " |
| 倉吉保健所 | 倉吉市広瀬町一五七七 | 内科、齒科、泌尿器科 | 理事長藤井 政雄 | " | " |
| 医療法人仁厚会倉吉病院 | 山根四三 | 精神科、神経科 | 厚生大臣鈴木 善幸 | " | " |
| 国立療養所鳥取病院 | 岩美郡国府町奥谷 | 内科、外科、眼科、齒科 | 鳥取県知事石破 二朗 | " | " |
| 那家保健所 | 八頭郡那家町那家 | 内科、泌尿器科 | 鳥取県知事石破 二朗 | " | " |
| 国民健康保険直営智頭病院 | 智頭町智頭 | 内科、泌尿器科、小児科 | 智頭町長建部 邦雄 | " | " |
| 坂村保健所 | 気高郡気高町八幡 | 内科、泌尿器科、外科、齒科 | 鳥取県知事石破 二朗 | " | " |
| 国立三朝診療所 | 東伯郡三朝町山田六九〇 | 内科、呼吸器科、外科、齒科 | 厚生大臣鈴木 善幸 | " | " |
| 岡山大学医学部附属病院三朝分院 | 山田 | 内科、外科、産婦人科 | 岡山大学長赤木 五郎 | " | " |
| 三朝町国民健康保険直営竹田診療所 | 六鴨 | 内科、外科 | 三朝町長坂出 雅己 | " | 乙表点数表 |
| 大栄町国民健康保険直営診療所 | 大栄町龜谷 | 内科 | 大栄町長梅津 善寿 | " | " |

| 名称 | 所在地 | 診療科目 | 開設者氏名 | 指定年月日 | 採用点数表 |
|--------------|-----------|----------------------------------|------------|-------|-------|
| 羽合町国民健康保険診療所 | 羽合町長福 | 内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、肛門科 | 羽合町長秋田 義治 | " | " |
| 根雨保健所 | 日野郡根雨町根雨 | 内科、小児科、性病科 | 鳥取県知事石破 二朗 | " | 甲表点数表 |
| 足立齒科医院 | 境港市明治町八 | 齒科 | 足立 不二 | " | 齒科点数表 |
| 船木齒科医院 | 西伯郡名和町御来屋 | 齒科 | 船木 匡 | " | " |

鳥取県告示第三百六十六号
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県設置取扱機関となる申出を受理したから、登録に關する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。
 昭和四十一年七月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

病院又は診療所の名称 所在地 法第三十七条第五項の規定による申出の都道府県名 申出の受理の年月日

| | | | |
|-------------|-----------------|-----------------|------------|
| 野津医院 | 鳥取市印旗一四〇ノ二番地 | 全国都道府県 | 昭和四十一年五月二日 |
| 湖山齒科医院 | 気高郡気高町勝見七四番地 | " | " |
| 木下産婦人科医院 | 米子市角盤町二丁目四五番地 | " | 十四日 |
| 岡田医院八郷分院 | 西伯郡岸本町番原六五七番地ノ一 | " | 六月十六日 |
| 寛 齒科医院 | 鳥取市吉方町二丁目五五一番地 | " | 七月一日 |
| 鳥取大学医学部附属病院 | 米子市西町三十六番地ノ一 | 岡山県、広島県、山口県、兵庫県 | " |

鳥取県告示第三百六十七号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大鷲土地改良区の定款の変更を昭和四十一年七月九日認可したの
 鳥取県告示第三百六十八号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大井土地改良区の定款の変更を昭和四十一年七月六日認可した

昭和四十一年七月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

ので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年七月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、木川土地改良区の定款の変更を昭和四十一年七月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年七月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十一年四月十五日 第三編 郵便物認可

受付 1.7.28 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日の発行）

目次

◇告 示 解除予定の保安林にする旨の通知
解除予定の保安林
保安林の解除
母樹林の指定の解除
土地改良区の定款の変更の認可

◇正 誤 昭和四十一年四月鳥取県告示第二百二十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百七十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字岩本字島根山二二六の一（次の図に示す部分に限る。）（二二四の二）
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（一）解除の理由

道路敷地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（二）解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字筒竹二二六の一三

（三）保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（四）解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第三百七十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字清山字高浜二一六四の四四九、大字海士字高浜八八九の五〇一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路敷地とするため